

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時15分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年4月大治町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番八神太紀議員、3番手嶋いずみ議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

本日、議会運営委員会を開会し、令和6年4月大治町議会臨時会の会期を本日1日限りと決定いたしましたのでご報告申し上げます。

○議長（松本英隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告通り会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第22号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第22号専決処分の承認を求めることについて。

大治町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。令和6年4月18日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、令和6年3月30日に大治町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めためでございます。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。4ページの新旧対照表ですね。用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課するなどの条例改正でございますが、ここは条例改正の中でも地方税法、従うべき基準と参酌する基準、つまり市町村で採用しても採用しなくてもいいというものがありまして、ここは参酌する基準にあると私は思うんですが、それでいいのかどうか。またほかにも参酌する基準があるのかどうかお答え願います。

○税務課長（加藤 謹君）

本規則の第12条の2、この規制につきましては用途変更宅地等あるいは類似変更宅地の変更に伴いまして用途が変わったとしても町内の土地の平均負担水準を用いずに通常の他の評価と同様に負担調整の措置を適用するという旨の規定でございます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

地方税法で決めてある条例改正で求めているもので従うべき事案。つまり市町村が必ずやらなきゃいけない条例改正と、市町村でやってもやらなくてもいい基準。これは私は市町村が採用しても採用しなくてもいい基準にあると思うわけですよ。で、それでいいのかどうか。また他のところでそういうところはあるのかという質問をしたのですが、ちょっとそれでお答えを願いたいんですが。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、それって何。やってもやらなくてもいいのを、ということ。

○11番（吉原経夫君）

それはどこなのか、条例改正が。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

地方税法においてこの附則の第21条こちらの規定につきましては、市町村はこの規定

をつくることによって適応しないことができる規定になっております。その上で町としては条文を規定して負担調整に基づいた評価方法にするというふうで町としてはこういった方法をとっております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

ここに関してはそういうことで従うべき基準ではなくていわゆる参酌という参酌という言葉が悪いかもしれませんが、そういう基準だと思うんですが、ちょっとほかがどうなのかと聞いたんですけどお答えいただいてないんで、この第12条の2だけでお聞きいたしますが、つまりこれはつくらなければ適用できない。従うべき基準だと上位法があつてそこでやりますが、市町村が決めなきゃできない。もしくはこういう条文がない。もしくは令和3年から5年はやったけど今回やらなければできないということだと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

はい。この規定があることによって負担調整を実施するというものでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております議案第22号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第23号令和6年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第23号令和6年度大治町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度大治町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7652万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億8152万5000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の廃止及び追加は、「第2表 地方債補正」による。令和6年4月18日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、個人町県民税の定額減税に対応するため、税システム改修業務委託料として498万3000円増額し、民生費において、物価高騰対策として所得水準や世帯構成等に応じた支援を行うため、住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金事業費（給付金・定額減税一体支援分）として2億7358万2000円計上し、土木費において西條排水機場及び円楽寺排水機場の真空ポンプを修繕するため、排水機施設維持修繕工事として1600万円増額し、教育費において、大治町スポーツセンターリノベーション事業に係る設計業務の金額が確定したため、設計業務委託料として1925万円減額するものでございます。

歳入におきましては、定額減税により個人町民税を1億5323万2000円減額し、その補填として減収補てん特例交付金を1億5323万2000円増額し、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）を990万円計上し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）を2億7357万9000円計上し、財政調整基金繰入金を2224万6000円増額するものでございます。また、地方債の補正を行うものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。23ページ、24ページのスポーツセンターリノベーション事業でお聞きいたします。令和5年9月に議会で債務負担行為で5億8218万1000円。今日説明された予定価格もイコールです。契約金が5億8080万ということで138万1000円ですね、計算すると。まあ低い範囲内に入っているということでそれは間違いがないんですが、設計業務委託料で1925万円ですかね、減になっております。つまり令和6年度設計業務の分と令和7年度の工事監理業務及び施工業務で別々で積算をして予定価格、債務負担行為を考えていると思うんですが設計業務委託料で1925万円減額なのに契約金としては138万円しか予定価格下がっていない。ということは令和7年度の工事監理業務及び施工業務の契約金額が見積もりより多くなっているんですよ。なぜそうなっているのか。当然、デザインビルド方式一体でやるから問題ないんですが、別々でやったら令和7年の設計工事監理業務及び施工業務に関してみると見積もり、見積もりというか町側の予定価格よりも超えているわけですよ明らかに。別個で考えれば。わかりませんかね、予定価格と契約金の差額が138万1000円。ただ施工業務の減が1925万円だからその差し引きの分だけですね明らかに工事監理業務の方が増えているわけですよ。それは絶対、見積もりより。どちらでもスポーツ課としては設計業務と令和7年、別々に積算はしているはずでトータルで見れば138万1000円減で少ないんですけど設計業務だけ見たらそれをはるかに1925万の減になっていることで、令和7年度の分に関してはね。見積もりより増えている、見積もりというか町側の予定よりも増えているわけだからそれはなぜ増えたのか。令和7年度に関してはですね。そこらへんちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時30分 休憩  
午前10時31分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

吉原議員からのご質問ですが、今回施工と設計と一体で入札をしてきておりました。その両方合わせた金額が6年度7年度分併せた金額で業者が落札していたというようなことになるんですけど、元々6年度の当初予算を組む時にはまだその内訳が業者からは示されていないだったので、このスポーツ課の方である程度設計金額として見込んだんですが、その入札後に設計の部分と施工の部分の内訳が示されたので今回設計の部分は減らしましたが、工事の方は吉原さんが言われるように増えているわけではなくて総額

は変わっていないので、内訳が変わったというようなことをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

その説明はわかります。だったら令和6年度当初予算で設計業務委託料で上げているんだけど、もうだってセットでしか考えられないものを分けちゃって業者から当然見積もりをもらっていないし、もうどういう考えでその金額が出てきたのか。設計だけでやれば当然積算とかしてやるだろうけれども今の話だと業者が示された。もうトータルでしかわからない。6年、7年トータルでしかわからない。でも令和6年予算を出さなきゃいけないと。どういう根拠で出せるのか。単独でやればですね積算とかして、だけど今回今の説明だと業者から見積もりをもらわなきゃわからんとセットで。だったら令和6年予算はいい加減とは言わないけどどういう根拠で出したのかとこの金額ですね。そこらへんちょっとお答え願いたいと思います。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

令和6年度当初予算を計上した際の設計委託料の積算のお尋ねでございますけれども類似の工事等に関するところの設計業務をいろいろと当たりまして工事金額から大体おおよそ何%くらいとかそういう形で積算をしております。多いところだと5%であったり工事費の10%ぐらいであったりというところが多いもんですから大体8%あたりでの金額で組まさせていただいたところ です。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。20ページ、住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金の中で先ほどご説明いただきましたけれど、入力費などの人材派遣4名ということで943万2750円ということで一人頭235万8180円ということになっておりますけれど、この入力する期間というのがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

現在予定でございますが60日ほどの期間を予定しております。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）



これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第24号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年4月18日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例及び令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除を規定するほか、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正でございますが地方税法の一部改正に伴うもので、ただまあ専決処分した案件もありますし国保税の課税限度額の引き上げについては出てきてない、まだ出てきてないとか、同じ条例改正、近隣見ていると専決でやっていたり3月末の頃可決していたりとかいろいろ例があるんですよ。なぜ臨時会でやっているのかと。この時期が一番適切だからというふうに答えが出てくるかもしれませんがそこら辺ですね、提案時期のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本英隆君）

今日やったことがなぜ今日だということ。

[「まあそういうことですね」の声あり]

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

以前にもご説明のほうさせていただいておりますが、今回の定額減税につきましては6月に実施することになります。その実施するにあたって当然システム改修利用する期間、それから納付書を発送する時期等々考慮いたしましてこの日が最適な日だということで今回臨時会のほう開催させていただきました。これよりも遅ければ当然その定額減税を実施する時期にもずれ込んで間に合わないということもございますので、それは早くこちらで皆さんに今日お集まりいただいてご審議していただいて事務のほうを進めていきたいということで、臨時議会のほう開催させていただいたものでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○11番（吉原経夫君）

定額減税など理解できましたがあまり該当する人ないかもしれませんが令和6年度の能登半島地震災害も関係はしてくると思うんです。そこら辺の絡みなど他のところもあると思うんですがちょっとそこら辺も詳しく説明いただけたらと思います。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

今回改正の内容につきましては能登半島地震と定額減税この2点に尽きます。減税は先ほどもしましたけれどもこの能登半島地震につきましては特例といたしまして本来は7年度課税の雑損控除を特例的に令和6年度の課税の控除の雑損になるような規定を設けております。これは専決もちょっと検討はいたしました。今回この4月のこの日に18日にですね臨時会を開催させていただくということで調整のほうもしておりましたので、専決をせずに議員の皆様のご意見を聞きながら進めていきたいということで今回あわせて専決のほうさせて、臨時会のほうさせていただいております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号工事請負契約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第25号工事請負契約について。

令和6年1月18日総合評価落札方式一般競争入札に付した大治町スポーツセンターリノベーション事業について、左記のとおり請負契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和6年4月18日提出、大治町長。

本件の大治町スポーツセンターリノベーション事業の請負契約は、契約金額5億8080万円で渡辺・アール・アイ・エー共同企業体、代表者株式会社渡辺工務店と契約を締結するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

2番八神議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。この議案の参考資料のほうにありました入札者のほうで決定が渡辺・アール・アイ・エー共同企業体さんだと思うんですけども、もう一つのほうの大治町リノベーションコンソーシアムさん、こちら多分共同というか何個のところ重なっているところかなと思うんですけどもこちら代表者、共同体の代表者がどこの企業になるかわかりましたら教えていただきたいです。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

入札価格の確認時におきまして資格のあった共同企業体、大治町リノベーションコンソーシアムの構成企業でございますけれども高山市にございます株式会社井上工務店を代表法人とする共同企業体になります。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和6年4月大治町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 八 神 太 紀

署名議員 手 嶋 い ず み